

第9期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（素案）に関する意見募集の結果及び市の考え方について

令和6年2月9日  
山鹿市福祉部長寿支援課

「第9期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（素案）」について、市民の皆様からの御意見等を募集しましたので、寄せられました御意見等の概要と、これらに対する市の考え方を下記のとおり公表します。

御意見等をお寄せいただきありがとうございました。

記

- 1 募集期間 令和5年12月25日（月）～令和6年1月23日（火）
- 2 意見の件数 14件（3人）
- 3 意見の取扱い ①計画案に反映する ②施策反映させるための参考とする  
③反映できない ④その他
- 4 意見・提案の概要と市の考え方

No	意見・提案の概要	市の考え方	取扱区分
1	これまでの計画に基づく事業実施の実質的な効果はどうか。	計画に基づく介護予防事業に取り組んだ効果は、新規認定者発生率に表れていると考えます。 本素案 21 ページ下段のグラフに新規認定者発生率の変化の方向性を把握することができる3か年度単位にまとめたグラフを掲載していますが、ほぼ全ての年齢階層で新規認定者発生率の低下がみられます。このことはこれまでの計画に基づき実施した地域包括支援センターによる様々な介護予防の取組の効果が表れたものと考えられます。	④
2	計画の目標に向かって改善された状況を具体的に示してほしい。これまで計画の結果が公表されていない例が多く、市民は分かりにくい点が多い。計画、実施した結果を公表し、市民がよく理解できるように希望する。	前期期間中の主な取組と主要な成果を本素案 10 ページに載せています。なお、45 ページ以降の各論で前期期間中に取り組んだ事業ごとの実績を掲載しています。 今後、別の形で事業実績等を周知する場合には、分かりやすい記載となるよう努めます。	④

No	意見・提案の概要	市の考え方	取扱区分
3	<p>介護人材育成事業について、提出書類が多いと感じている。交付申請の煩雑さを改善する見直しを行うと申請がしやすくなる。</p> <p>主任介護支援専門員更新研修について助成項目に追加してほしい。 P12</p>	<p>申請書類の見直しについては簡素化を含め検討します。</p> <p>介護人材育成支援事業として、従事する職員の資格取得等に係る経費を負担する事業所に助成金の交付を行っています。</p> <p>助成の対象とする研修等については、令和5年4月から介護支援専門員更新研修を新たに助成項目として加えたところですが、助成の拡大については今後も検討してまいります。</p>	④
4	<p>1 人口と高齢者の現状 2 高齢者の世帯の状況 3 高齢者の就業や社会参加の状況 4 要支援・要介護認定者の状況</p> <p>上記1～4を生活圏域ごとに把握しないと圏域ごとの取組の評価や新たな施策展開ができないと思われる。 P13</p>	<p>本素案には主に市全体の状況を記載しています。23 ページの例のように、圏域ごとの分析を行い、特徴を踏まえて、それぞれの圏域に合った予防事業の展開を行います。</p>	④
5	<p>新規認定者の日常生活圏域ごとの数値がなく、特徴が不明なままなので圏域ごとの施策展開ができないと思う。</p> <p>ケアマネージャーとしても利用者の生活圏域の特徴が把握できない内容である。 P23</p>		④
6	<p>介護認定の原因を個人因子だけに目を向けず、環境因子の視点も重要である。地区ごとの特徴を踏まえた施策展開が必要とあるが、地区ごとの数値がないので施策展開できないと思われる。 P34</p>		④
7	<p>介護予防の推進の主な事業として⑥その他の生活支援サービス（家事支援事業、家事しえん隊）⑦その他の生活支援サービス（生活支援サポート事業）があるが、生活支援サービスとして統合した方が市民にとってメリットが大きいと思う。 P41</p>	<p>⑥はシルバー人材センターを、⑦はやまがサポーターを活用した事業であり、サービスの提供とともにそれぞれの従事者の充実した生活につなげるという特徴を持っています。</p>	④
8	<p>地域・社会活動の取組や介護予防の推進に係る各事業について、生活圏域ごとの数値がわかると圏域の特徴把握ができ施策の展開の参考になると思う。</p> <p>P46～、P48～、P56～、P61～</p>	<p>本素案には市全体の状況を記載していますが、圏域ごとの数値も把握しており、圏域ごとの施策の展開に活用しています。</p>	④

No	意見・提案の概要	市の考え方	取扱区分
9	地域によっては、新規の訪問介護が断られるケースが出ています。ケアマネージャーに対し、訪問介護事業所が重点的に運営されている地域を周知すれば、効率よく訪問介護サービスが提供されると思う。 P103	訪問介護事業所とケアマネージャーの意見交換会の開催など、交流の場を設けることを検討します。	④
10	環境課が実施しているゴミ出し支援の事業について、介護保険の事業と連携して市民に平等に周知してほしい。 P62	環境課が実施する「高齢世帯等家庭ごみ戸別収集支援サービス」は、65歳以上の人のみで構成される世帯で、要介護認定を受けている人が所属する世帯が対象となります。 次に、長寿支援課で実施する「生活支援サポート事業」は、要支援の人や、要支援相当の人を対象としています。今後も本市ホームページ等で分かりやすい周知に努めます。	④
11	負担限度額認定申請について、対象者なのに申請していない人への対策が必要と思う。	負担限度額認定の対象者は、施設入所とショートステイの利用者となりますので、それぞれの事業所から直接申請の案内がされています。	④
12	高額介護サービス費の支給支援については、対象者なのに申請していない人への対策が必要と思う。	対象者の御家族等全員に、市から申請の勧奨通知を送付し、相談を受け付けています。	④
13	受領委任払いの住宅改修や福祉用具購入については、対象者なのに申請していない人への対策が必要と思う。	ケアマネージャー等への制度の説明を行い、対象者への周知に努めます。	④
14	介護予防サービスのメリットを実感できるような取組を願う。「やってみよう。」「続けるとメリットがある。」と思わせる取組を行うことで、これに携わる人も満足感を得られるのでは。	本市では、介護予防の普及啓発や必要性の理解・実践のため、介護予防教室を開催しております。本計画におきましても、重要事業として取り組んでいきます。P52 教室参加者が、楽しく意欲をもって継続できるようなメニューの検討を行います。	④